

世界平和と基本的人権，その指標としての 「訪問権」：カントによる世界市民権概念 について

SUGASAWA, Tatsumi / 菅沢, 龍文

(出版者 / Publisher)

法政大学文学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Bulletin of the Faculty of Letters, Hosei University / 法政大学文学部紀要

(巻 / Volume)

76

(開始ページ / Start Page)

13

(終了ページ / End Page)

31

(発行年 / Year)

2018-03-13

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00014415>

世界平和と基本的人権，その指標としての「訪問権」

— カントによる世界市民権概念について —

菅 沢 龍 文

問題提起

論者はこれまで、カントの『人倫の形而上学』のなかの前半部『法論』が人間性の権利や、その人間性の権利に基づく定言命法を根底に置いて論ぜられていることを明らかにしてきた。その一環として本拙論は、カントが考える世界市民法の下での世界市民権もまた人間性の権利に基づいて考えられることを論じて、世界市民権である「訪問権 (Besuchsrecht)」の意義について考察したい⁽¹⁾。

ところで、カントが挙げている世界市民権と言えば、まず念頭に浮かぶのは「訪問権」と考えられる。ところが、2010年刊行のバードとルシュカの研究書によれば、「訪問権」は『永遠平和のために』(1795年、以下『平和論』と略記)では世界市民法の下にある権利と考えられていたのに、『法論』(1797年)では国際法の下にある権利となるのであり、『法論』でカントが世界市民法の下に考えている権利は商取引による交易の権利である⁽²⁾。それどころかカヴァラの2015年の研究書では、この交易の権利が思想(知識や情報)などの交流の権利にまで広げられる⁽³⁾。これに対して、ウォラは2016年の論文で、「訪問権」がやはり世界市民権であることを指摘している⁽⁴⁾。本論文では、これら「訪問権」の位置づけをめぐる両解釈の対立は、何を意味するのか、ということをも明らかにしなければならない。

他方で、世界市民権について語るためには、グローバルな世界市民社会(体制)や世界市民法についても考えなければならない。カントはこれについて多くを語っているとは言えないが、1784年の『世界市民的見地における普遍史の構想』(『普遍史』と略記)や、1793年の『理論では正しいかも知れないが、実践においては誤りであるという俗説について』(『俗説』と略記)では主として歴史的に、1795年の『平和論』では主に政治的文脈の中で、1797年の『人倫の形而上学』の前半部『法論』では主に法権利の観点から論じていると考えられる。

そこで本論文では、まずカントの説く訪問権が人間性の権利に基づくことを『法論』からのテキスト分析によって論ずる。そして次に、世界市民的体制がどのように考えられているのか、について『普遍史』や『俗説』、『平和論』等からのテキスト分析によって論ずる。そして最後に「訪問権」のもつ意義を考える。つまり、カントの考える世界市民社会や世界市民法(世界市民権)については、上述のバードとルシュカ、カヴァラのような現実的な商業精神や思想交流に定位する理解はありえるとしても、しかしカントの論述にこのような自然主義的な一面が認められる一方で、「訪問権」の形而上学的な側面

も別扱される必要がある、と考える。したがって本論文では、カントの説く世界市民権についての自然主義的理解と形而上学的理解との両面とそれらの関係も取り上げて、世界市民権としての「訪問権」の意義を考えることが最後の課題となる。

以上の課題からして以下の論述の手順は、1. 訪問権と基本的人権、2. 世界市民的体制、3. 訪問権の意味、という構成となる。1. ではさらに(A)「地球市民」の権利、(B)訪問権と人間性の権利、に分けて考察し、2. ではさらに(A)世界共和国、国際国家、国際連盟、と(B)普遍的博愛、世界市民的体制、国際法、とに分けて考察を行う。

1. 訪問権と基本的人権

(A) 「地球市民」の権利

『平和論』でカントが世界市民権 (weltbürgerliches Recht) として挙げるのは「訪問権」である。『平和論』第三確定条項「世界市民権は、普遍的友好 (allgemeine Hospitalität) をもたらず諸条件に制限されなければならない」では「訪問権」について次のように「客人の権利」と「訪問権」が対比されている。

【1 平和論】⁽⁵⁾ 「よそ者 (Fremdling) が要求できるのは、客人の権利 (Gastrecht) (この権利を要求するには、かれを一定の期間家族の一員として扱うという、好意ある特別な契約が必要となる) ではなくて、訪問権 [訪問の権利 (Besuchsrecht)] であるが、この権利は、地球の表面を共同で占有する権利 (Recht des gemeinschaftlichen Besitzes der Oberfläche der Erde) に基づいて、たがいに交際 (Gesellschaft) を申し出ることができるといった、すべての人間に属している権利である」。 (AA 8: 358)⁽⁶⁾

これによれば、「客人の権利」は「特別な契約」によるのであるという。この特別な契約は相手の選択意志を拘束する「対人権 (persönliches Recht)」上の契約であると考えられる。そこでカントの『法論』に目を転ずると、「対人権」は「要約者」と「受諾者」との二人の間の「アプリアリに統合した意志」によって基礎づけられた契約による (cf. AA, 6: 272f.)。

これに比して「訪問権」は【1 平和論】に見るように「地球の表面を共同で占有する権利」に基づいているのであるから、土地をはじめとする物件を占有する「物権 (Sachenrecht)」上の権利に基づいていると考えられる。「物権」も「対人権」と同様に「契約」によって成り立つのであるけれど、『法論』によれば「物権」を可能にしているのは「万人のアプリアリに統合した意志」である。つまりある物件が誰その物であるということは、誰の占有物でもなかった物件を最初に占有取得する「先占 (Bemächtigung (occupatio))」(『法論』 § 14, AA 6: 263) を行った者がその物件を自分の占有物にできることに由来していて、これは万人のアプリアリに統合した意志のうえで成り立つことなのである

(cf. AA 6: 263)。

それでは『法論』で「地球の表面を共同で占有する権利」はどのように扱われるのだろうか。その権利に関係することが、「土地の根源的取得という概念の究明」がテーマとなる § 16⁽⁷⁾ の冒頭で、次のように見出される。

【2 法論】「あらゆる人間は根源的 (ursprünglich) に、地球全体の土地の総体的占有 (Gesamtbesitz des Bodens der ganzen Erde (土地の根源的共有態 *communio fundi originaria*)) をなしており、しかも土地を使用しようとする、自然によってあらゆる人間に付与された (各人の) 意志をもってこの占有をなすのである (正しさの法則 (*lex iusti*))」⁽⁸⁾。(AA 6: 267)

この箇所で「地球全体の土地の総体的占有」や「土地の根源的共有態」とされることが、カントが上記引用文【1 平和論】で「地球の表面」の「共同占有 (*gemeinschaftlicher Besitz*)」としたものであると考えられる。したがって、ここで言う「総体的占有」の権利に基づくのが「訪問権」である。しかも、この占有が「根源的」になされるというが、それはどういうことか。その手がかりは、次の『法論』§ 17 の冒頭の文にあると思われる。

【3 法論】「われわれは、取得の権原 (Titel) は土地の根源的共同態 (*ursprüngliche Gemeinschaft*) に、したがって外的占有の空間的条件のもとに見出した。他方、取得の仕方は、外的対象を自分のものとしてもとうとする意志と結びついた占有取得 (把捉 *apprehensio*) という経験的諸条件に見出した」。(AA 6: 268)

ここで「取得の仕方」が「経験的諸条件」に見出されたとされる条件とは、いわば時間的条件であり、土地をはじめとする物件の「先占」(AA 6: 263) のことを念頭に置いた条件であると考えられる。それに比べて、取得の「権原」は「土地の根源的共同態」にあり、これは外的占有の空間的条件のもとにあるということだと記されている。つまり、「土地の根源的共同態」が根源的であるのは、時間的条件と無関係に、たんに空間的条件だけで、土地を共有しているという意味だと理解できる。つまり、例えばプラトンの説く幾何学的図形 (三角形など) のアイデアのように、「土地の根源的共同態」は時間的な経験の対象ではなくて、たんに理念であると考えられる。

以上により、【1 平和論】の「地球の表面を共同で占有する権利」は、『法論』では「地球全体の土地の総体的占有」の権利であり、この「総体的占有」は理念であると考えられた。それでは同じ『法論』の「世界市民法 (*Weltbürgerrecht*)」の箇所ではどうかというと、やはり上記と同様に根源的な「土地の或る共同態」という概念が次のように登場する。

【4 法論】「すべての国民 (Völker) は根源的に土地の或る共同態 (*Gemeinschaft*) のうちにある。

ただし、土地の占有の法的共同態（共有態 *communio*）のうちにも、さらに土地の使用や所有（*Eigentum*）の法的共同態のうちにもあるのではなくて、可能な物理的相互作用（*commercium*）の法的共同態のうちにある。すなわち、相互に交流（*Verkehr*）を申し出るという、あらゆる他国民への一国民の全般的関係のうちにある。こうして、すべての国民はこの交流を試みる権利をもつのであり、このような試みがなされたからといって、それを理由に、外国人はその国民を敵として遇する権利を与えられていないのである。— この権利は、すべての国民の可能な交流にかかわるある普遍的諸法則を目指すあらゆる国民の可能な結合に関係するかぎり、世界市民権（*ius cosmopolitanum*）と呼ばれうる」。 (AA 6: 352)

ここ【4法論】で注目すべきなのは、「共有態（*communio*）」と「交流（*commercium*）」が区別され、諸国民の「交流」の権利が世界市民権であることである。ところが【1平和論】での訪問権は先に見たように「土地の根源的共有態（*communio*）」の権利に基づく。すると、訪問権はそもそも世界市民権なのか、という疑問が生じる。

ところで【1平和論】の引用文の直前では、「世界市民権は、普遍的な友好（*Hospitalität*）をうながす諸条件に制限されるべきである」という条項についての説明がなされており、その「友好」というのは「よそ者（*Fremdling*）が他人（*ein anderer*）の土地に足を踏み入れたというだけの理由で、その人から敵としての扱いを受けない権利」のことである（cf. AA 6: 357f.）。ここで権利主体となるのは「人」であって「国民」ではない。そして【1平和論】では、このような「人」の訪問権が「地球表面を共同に占有する権利」に基づいているとされる。

ところが、『法論』の世界市民法ではさしあたり「諸国民」の権利について語られており、【1平和論】で言うような「すべての人間（*alle Menschen*）」の権利について語られるのではない。したがって、すべての人間の権利としての訪問権の基礎には「地球表面を共同で占有する権利」があるとはいえ、この占有の権利が「諸国民」の交流を基礎づけるわけではないと考えられる。つまり「諸国民」の交流の権利は同じ世界市民権であっても、訪問権とは区別されると考えられる。

このように見ると、上述のバードとルシュカが【4法論】では「訪問権」が語られているわけではなくて、諸国民どうしの商業的交流の権利が世界市民権として語られているとするのは、正当であると思われる。そのうえ【4法論】での「物理的相互作用（*physische Wechselwirkung*）」を言い換えたラテン語の *commercium* は「商取引」とも訳せるし、「交流」と訳出したドイツ語の *Verkehr* も同様に「商取引」と訳せる。つまり、ここでの「可能な物理的相互作用」は物を介した諸国民の交流という意味で考えうる。

とはいえ、カントの考えでは、私法では暫定的（*provisorisch*）であった占有が、公法では確定的（*peremptorisch*）になる（Vgl. AA 6: 257）。したがって、私法に位置する【2法論】と【3法論】での「地球全体の総体的占有」の権利は暫定的であるが、これは公法（世界市民法）では確定的な権利となるはずである。この権利に基づく（人々の）訪問権もまた世界市民法で語られることは【4法論】の引

用文に続く文章からも見てとれる。そこでは、海洋を越えて植民が行われ、悪事と暴行が地球のあらゆる場所において行われるようになるような事態（国民相互の交流権の乱用）について、次のように語られる（この箇所は、上述の「問題提起」で挙げたウォラ説が『法論』でも実質的に「訪問権」について語られているとする箇所である）。

【5 法論】「このような乱用（Missbrauch）が可能であるということは、すべての人々（alle）との共同態を求めるといふ、そしてこの目的のため地上のあらゆる地域を訪問するといふ、地球市民（Erdbürger）の権利を廃棄するわけではない」。(AA 6: 353)

つまり諸国民の「交流」の権利とは別に、「すべての人々との共同態」を求めするために、「土地のあらゆる地域を訪問する」という権利が認められ、これが「地球市民の権利」と呼ばれる。このように『法論』の「世界市民法」の箇所では訪問権にあたることも語られる点は注意すべきである。

② 訪問権と人間性の権利

上記【2 法論】と【3 法論】は「土地の根源的取得」にかかわる論述であった。その一方で『法論』の§16のテキストでは【2 法論】の「正しさの法則（lex iusti）」に続いて、「法的〔外的〕正しさの法則（lex iuridica）」と「配分的正義の法則（lex iustitiae distributivae）」について語られる⁹⁾。これら三つの法則については、すでに『法論』の「法論の区分」で「法義務の普遍的区分」という表題の下で、ローマ法のウルピアヌスの定式に倣って登場している。その区分の中でも【2 法論】に対応する箇所では次のように語られる。

【6 法論】「法的に誠実な人間であれ（誠実に生きよ（honeste vive））¹⁰⁾。法的な誠実性（rechtliche Ehrbarkeit）（honestas iuridica）は、他人との関係において自分の価値を一個の人間の価値として主張するところに成り立つのであり、そうすべき義務は次の文¹¹⁾によって表明される。すなわち、「他人に対して汝を単なる手段とすることなく、彼らにとって同時に目的でもあれ」。この義務は以下においてわれわれ自身の人格のうちなる人間性の権利にもとづく拘束性として説明されるであろう（〔内的〕正しさの法則 lex iusti」。(AA 6: 236)

つまり、【2 法論】に【6 法論】が対応している。したがって、【1 平和論】で考えられる「地球の表面を共同で占有する権利」に基づく訪問権については【2 法論】ばかりか【6 法論】も参照すべきである。そこで【6 法論】の法義務について見ると、それは「他人に対して汝を単なる手段とすることなく、彼らにとって同時に目的でもあれ」という命令に従う義務である。この命令は、定言命法のいわゆる目的自体の方式（人間性の方式）では自分と他人を単なる手段としてはならず、同時に目的としなければならないという命令のうちの自分に該当する命令であり、定言命法と呼んで差し支えないと考えられる

(cf. AA 4: 429)。さらにこの義務は同じ【6法論】の中で「人間性の権利に基づく拘束性」とも説明されている。すると、訪問権は自分がたんなる手段ではなくて目的でもあることを他人に向かって権利主張する「人間性の権利」に基づけられると考えられている。これがどういうことを意味するのか、については後に論ずる。

ところで、訪問権は世界市民権なのであるから、すでに世界市民社会ないしは世界市民的体制を前提にしなければならない。さらにまた『法論』§16からの上記引用文【2法論】とそれに続く次の【7法論】【8法論】によれば、総体的に占有された全地球上の土地を使用しようとする「自然的に付与された」意志の下では、各人の選択意志どうしの対立が不可避であるから、この対立を回避するためには、「根源的かつアプリアリに統合した意志（そうした統合のために何らの法的行為をも前提しない意志）」から生ずる法則に依らなければならない。このような法則は、「市民的状态」においてだけ生ずることができるのである、と論ぜられている。

【7法論】「〔土地を使用しようとする、自然によってあらゆる人間に付与された（各人の）〕この意志は、一方の人の選択意志ともう一方の人の選択意志とが自然的に不可避に対立するゆえに、もしその意志が同時にこれらの選択意志のための法則、すなわちその法則に従って共同の土地で各人の占有が規定されうる、という法則を含み持たなければ、土地のあらゆる使用を廃棄することになるであろう（法の法則（lex juridica））」。(AA, 6: 267)

【8法論】「しかし、土地に関して各人に私のもの・汝のものを配分する法則は、外的自由の公理に従って、根源的かつアプリアリに統合した意志（そうした統合のために何らの法的行為をも前提しない意志）からだけ生ずることができ、したがって、ただ市民的状态においてだけ生ずることができるのであって（配分的正義の法則 lex justitiae distributivae）、こうした統合意志だけが、何が〔内的に〕正しい（recht）か、何が法的〔外的〕に正しい（rechtlich）か、何が合法（Rechters）か、を決めるのである」。 (VI 267)

つまり総体的に占有された全地球上の土地を使用しようとする意志は、市民的状态においてのみ、配分的正義の下で各人の選択意志どうしの対立を回避しうるのである。したがって、やはり世界市民権である訪問権についても、世界市民的体制があってはじめて、訪問権が保障されるということになる。それでは、世界市民的体制とはどういう体制なのか、これが次の探究課題となる。

2. 世界市民的体制

(A) 世界共和国, 国際国家, 国際連盟

それでは、世界市民権としての訪問権を保障する体制は何なのか。市民権は市民社会（国家）の国民

の権利である。その市民社会は、ホッブズやロック、ルソーを代表とする近代市民社会思想では、社会契約による国家である。カントの思想での社会契約は、「根源的契約 (ursprünglicher Vertrag)」⁽¹²⁾とされて理想的性格が強く示される。これらと類比的に考えれば、世界市民権を保障するものは、やはり根源的契約の理念による世界市民社会としての国家である。この国家は「世界共和国 (Weltrepublik)」と呼ぶことができる。カントは『永遠平和論』の第二確定条項「国際法は自由な諸国家の連合の上に基礎を置くべきである。」の最終段落でこの国家概念を次のように論じている。

【9 平和論】「たがいに関係しあう諸国家にとって、ただ戦争しかない無法な状態から脱出するには、理性によるかぎり次の方策しかない。すなわち、国家も個々の人間と同じように、その野蛮な(無法な)自由 (wilde (gesetzlose) Freiheit) を捨てて公的な強制法に順応し、そうして一つの(もっともたえず増大しつつある) 国際国家 (ein Völkerstaat) (civitas gentium)⁽¹³⁾ を形成して、この国家がついには地上のあらゆる国民を包括するようにさせる、という方策しかない。だがかれらは、かれらがもっている国際法 (Völkerrecht) の考え (Idee) にしたがって、この方策をとることをまったく欲しないし、そこで一般命題として (in thesi) 正しいことを、具体的な適用面では (in hypothesi) 斥けるから、一つの^{世界共和国}という積極的理念の代わりに(もしすべてが失われてはならないとすれば)、戦争を防止し、持続しながらたえず拡大する^{連盟} (Bund) という^{消極的な代替物}のみが、法をきらう好戦的な傾向の流れを阻止できるのである。」(AA 8: 357)

ここで言う「世界共和国」は「積極的理念」とされているのに対して、「国際国家」は「たえず増大しつつある」とされている点で、理念としての世界共和国を目標として、そこへの途上にある諸国民により成る共和国と考えられる⁽¹⁴⁾。しかしこの「一つの世界共和国」という積極的理念へと向かう方策を諸国家が欲することはなく、具体的な適用面では、たんに戦争防止という消極的な目的を掲げて、持続しながらたえず拡大する「連盟」によって好戦的な傾向を阻止できるとされる。ここで注目される点は、単なる戦争回避のための国際「連盟」は、「一つの世界共和国」へと向かう「国際国家」ではないにもかかわらず、カントは戦争阻止のために国際「連盟」は役立つと考えている点である。

ところでカントはこの第二確定条項の後にくる「永遠平和のための第三確定条項」の主題を「世界市民法は、普遍的な^{友好}をうながす諸条件に制限されるべきである。」として、先に検討した「訪問権」について語る。そのすぐ後に「第一補説」として「永遠平和の保証 (Garantie) について」が続く。この保障の担い手は「偉大な技巧家である^{自然} (諸物の巧みな造り手である自然 natura daedala rerum)」(AA 8: 360) である。この箇所の論述では、自然がいかにか巧みに永遠平和へと人類を導くか、ということ論じていて、この問題に対する自然主義的なカントの観点を示している。その最後に、1, 2, 3と番号の着いた3つの段落がある。これらの番号は、それぞれ国家法、国際法、世界市民法について、上記のような自然主義的な観点での論述がなされる。その国際法の箇所に次の引用文がある。

【10 平和論】「国際法の理念は、それぞれ独立して隣りあう多くの国家が分離していることを前提とする。こうした状態は、それ自体としてはすでに戦争の状態であるが（諸国家の連邦的統一（föderative Vereinigung）が、敵対行為の勃発を予防する、ということがない場合は）、しかしそれにもかかわらず、まさにこうした状態の方が、理性の理念によるかぎり、他を制圧して世界王国（Universalmonarchie）を築こうとする一強大国によって諸国家が溶解してしまうよりも、ましなのである。なぜなら、法は統治範囲が広がるとともにますます重みを失い、魂のない専制政治は、善の萌芽を根絶やしにしたあげく、最後には無政府状態に陥るからである。とはいえ、これはどの国家（あるいはその元首）も望むところで、こうした仕方であれば全世界を支配し、それによって持続する平和状態に移行しようと望んでいる」。(AA 8: 367)

この引用文によると、国際法では、諸国家が分離していることが前提となっていて、「諸国家の連邦的統一」が敵対行為の勃発を予防しなければ、諸国家はすでに戦争の状態であるとされる。ここで言う「諸国家の連邦的統一」は、その「統一」という点からみて諸国家からなる連邦的統一国家⁽¹⁵⁾と考えられる。これがない場合には、諸国家が連邦国家的「統一」へと至らずに分離したまま「連盟」（【9 平和論】参照）を結んだ方が、まだ「世界王国（Universalmonarchie）」の「専制政治」よりまだ、とされている。なぜなら「世界王国」の方は、一大強国が他国を溶解するものであり、あげくの果てに無政府状態に陥るからである。

さらにこの引用文にすぐ続けて、「自然が意志する」のはこのような専制政治ではなくて、「自然」は諸国民の言語の違い、宗教の違いによって諸国家を分離しておいて、「きわめて生き生きとした競争による力の均衡（Gleichgewicht aller Kläfte im lebhaftesten Wetteifer derselben）」(AA 8: 367)の下で諸国家の間に（戦争防止による消極的な）平和をもたらすようにすると語られる。これは国際法下でまだ統一にまで至らない諸国家の勢力均衡による「連盟」の話である。

それでは、段落番号「3」の世界市民法での自然による永遠平和の「保証（Garantie）」はどうか。続いて次のように語られる。

【11 平和論】「自然は賢明にも諸国民を分離して、それぞれの国家の意志が国際法を理由づけに用いながら、そのじつ策略と力によって諸国民を自分の意志の下に統合しようとするのを防いでいる。他方ではまた自然は、互いの利己心を通じて諸民族を結合するのであって、実際に世界市民権（Weltbürgerrecht）の概念だけでは、暴力や戦争に対して、諸国民の安全は確保されなかったであろう。戦争とは両立できないのが商業精神（Handelsgeist）であり、おそかれ早かれあらゆる国民を支配するようになるのは、この商業精神である」。(AA 8: 368)

世界市民法の下での権利（世界市民権）は、第三確定条項で「訪問権」しか挙げられていなかったが、この概念だけでは、諸民族の安全は保障されず、自然は「商業精神」が諸国民の安全保障に具体的に役

立つようにする、というのであり、これはひいては諸国民の「商業精神」の下で国際平和が現実に確保されるようになるということだと考えられる⁽¹⁶⁾。

他方で「世界共和国」に視点を転ずると、『たんなる理性の限界内の宗教』（1793年、『宗教論』と略記）の中で次のような発言がある。

【12 宗教論】「哲学的千年至福説（philosophische Chiliasm）というのは、世界共和国としての国際連盟（Völkerbund）にもとづく永遠平和の状態を希望する（hoffen）ものであるが、これが、全人類（Menschengeschlecht）の道徳的改善の完成を待ち望む神学的千年至福説と同じように、空想だと嘲笑されるのである」。（AA 6: 34）

ここでは空想だと嘲笑されることとして、「国際連盟」が「世界共和国」の形をとることが考えられている。やはり「国際連盟」は、たんに戦争防止という消極的な意味で成立するのであるから、「国際連盟」が世界共和国にまで至って世界市民体制の完成形態となるというのは笑止千万なのか⁽¹⁷⁾。これを裏付けるような論述がすでに『世界市民的見地における普遍史の構想』「第7命題」で次のようになされている。

【13 普遍史】「公共体の全勢力が互いに武装するための費用、戦争が引き起こす荒廃、さらにまた自らを常に戦争準備状態に保つ必要、これらによって、自然素質の十分な展開はその前進を阻まれる。しかしその代わり、これらから発生する諸悪によって、我々人類は諸国家の自由を原因とする、隣りどうしの多くの国家のそれ自体有効な抵抗に対して、均衡の法則（Gesetz der Gleichgewichts）を案出するように強要され、またこの法則を有力ならしめるような統合した威力（vereinigte Gewalt）と、従ってまたそれぞれの国家の公的安全を保障するような世界市民的状态（weltbürgerlicher Zustand der öffentlichen Staatssicherheit）とを設定するように強要されるのである。もちろんかかる世界市民的状态も危険が絶無であるというわけではなく、それは人類の諸力が眠り込まないためにである。しかしまた諸国家が互いに滅ぼし合わないために、諸国家相互の作用と反作用とは相等しいという原理⁽¹⁸⁾がないわけでもない。この最終の歩み（すなわち諸国家の結合（Staatenverbindung））がなされる前に、つまりこの結合の形成される過程のほぼ中途にさしかかったところで、人間本性は、うわへの繁栄というごまかしの仮面を被った福祉の下で、極めて厳しい災厄を被るのである」。（AA 8: 26）

つまり諸国家間の「均衡の法則を有力ならしめるような統合した威力」と「それぞれの国家の公的安全を保障するような世界市民的状态」とが人類の「最後の歩み」つまり「諸国家の結合」として考えられる。この統合に至る道半ばにして、「人間本性」は「極めて厳しい災厄」⁽¹⁹⁾を被ることになる。つまり、作用と反作用が相等しいという原理の下にある諸国家による国際連盟は、やはり戦争回避のための消極

的意味しか持たないと考えられる。

ところが、同じ『普遍史』では次の段階になる「第8命題」で「将来の一個の大規模な統治体」について語られ、この統治体では「普遍的な市民状態」が期待される。この表現は目標となる理念である世界共和国を思わせる。次にその箇所を引用する。

【14 普遍史】 諸国家は、〔戦争によって〕我が身に降りかかる危険に迫られて、とくに法的な権威をもたないにも拘らず、みずから仲裁役を買って出るのであるが、これは諸国家が将来の一個の大規模な統治体 (ein künftiger großer Staatskörper) のために、今から諸般の準備を進めていることを意味するし、かかる統治体の实例は、前代にはまったく示されないのである。このような統治体は、今のところまだきわめて粗い線で描かれているにすぎないが、しかし世界全体の保全を念とする諸国家のなかには、すでに一つの感情が胎動し始めている。このことは普遍的な世界市民状態 (allgemeiner weltbürgerlicher Zustand) が、人類に内在する一切の根源的素質を開展せしめる母体として、いつかは成立するであろうという期待を懐かせる、そしてこれこそ自然が最高の意図とするところのものにほかならないのである。(AA 8: 28)

以上では、「一つの世界共和国」という理念へと近づいていく「国際国家」や「諸国家の連邦的統一」と、勢力均衡のなかで戦争を回避するだけの国際連盟との相違が明らかになった。カントによれば、国際連盟は現実的に国家間の平和をもたらしうるのであり、これは永遠平和へ向かうための自然の保証と考えられる。しかし国際連盟は、世界共和国の理念を欠いているかぎり、「道徳的に善なる心術に接ぎ木されていない善いもの」(AA 8: 26) にすぎないから、それだと国際連盟による平和は「ただの見せかけと、にぶく輝く悲惨」(ibid.) 以上のものではないと考えられる。換言すると、諸国家間の交渉による連盟 (Bund) は、それだけでは威力ある一つの国家としての「諸国家の結合 (Verbindung)」や諸国家から成る「一個の大規模な統治体」という最終段階へと至れないのである。

(B) 普遍的博愛、世界市民的体制、国際法

『俗説』第3章の表題「国際法における理論と実践の関係 — 普遍的に博愛的な、つまり世界市民的な意図で考察される —」の副題に付けられた注では次のように「世界市民的体制」が「国際法」の創設を指示するという。

【15 俗説】 「普遍的博愛という前提 (allgemein-philanthropische Voraussetzung) が世界市民的体制 (weltbürgerliche Verfassung) を指示し (auf ... hinweisen), またこの世界市民的体制が国際法 (Völkerrecht) の創設を指示することは、直ちに注意を引くわけではない。また国際法の創設は、人間性の素質 (Anlage der Menschheit) がそこにおいてのみ適切に発展し得る状態にほかならない、そしてまたこの人間性の素質が我々人類を愛すべきものにするのである」。(AA

8: 307)

ここでさらに注目すべきなのは、「普遍的博愛という前提」が「世界市民的体制」を指示することである。なぜなら「普遍的博愛」は法的義務ではなくて倫理的義務に属するからである。ちなみに『徳論』§28では次のように扱われる。

【16 徳論】「ところで、普遍的な人間愛 (allgemeine Menschenliebe) のうちに現れる好意は、たしかにその範囲の上からみれば、最大の好意であるが、しかしその程度の上からいえば、最小の好意である。そして、「私はただ普遍的な人間愛の上からだけ、この人の幸せ (Wohl) に関心をよせている」といえば、この場合に私がいづく関心は、およそ可能な最小の関心である。その人について私はただ無関心でないというだけのことである」。 (AA 6: 451)

これによれば、世界市民的体制を指示する普遍の人間愛 (Philantropie)⁽²⁰⁾ の観点から言えば、人間愛が普遍的 (世界市民的) となると他人への「最小の好意」や、他人に「無関心でない」というだけの内容しか持たなくなるのである。このような普遍の人間愛によって指示された世界市民的体制では、権利もまた普遍的に薄められるのであって、それが「普遍的友好 (allgemeine Hospitalität)」 (AA 8: 357) としての「訪問権」であり、これは好意的なもてなしを受ける「客人の権利」ではないとされたと考えられる。

そこで話を【15 俗説】に戻すと、このような「普遍的博愛」という倫理的義務が成り立つのは倫理的公共体 (ethisches Gemeinwesen) においてであるから、倫理的公共体が世界市民的体制を指示し、世界市民的体制は国際法の設立を指示すると述べられていることになる。すると、世界市民的体制は倫理的公共体と国際法の設立との中間の状態であると考えられる。このようなことを考えさせる次の論述が同じく『俗説』第3章にある。

【17 俗説】「〔国家市民的体制の場合と〕同様に [……] こうして絶え間なく勃発する戦争から生じる困窮によって諸国家は、自らの意志に反してすら世界市民的体制に入らざるを得ないか、さもなければ、いわゆる全体的平和 (allgemeiner Frieden) (これまで超大国のあいだにしばしば行われてきたような) という状態が、きわめて恐るべき専制政治 (Despotismus) を招来するので、こんどは自由にとっていっそう危険であるか、という二者択一となる。そこで諸国家は戦争から生ずる困窮により強制 (zwingen) されて、なるほど一元首のもとに統括せられた世界市民的公共体 (weltbürgerliches gemeinsames Wesen unter einem Oberhaupt) の状態ではないにせよ、しかし共同で取決められた国際法に従うところの連邦 (Föderation) という法的状態に至らざるをえないのである」。 (VIII 310f. [] 内は訳出上の補足, [……] は省略箇所)

ここでは、戦争による困窮から逃れるために諸国家は、(1)「世界市民的体制」を結成するか、(2)超大国による「全体的平和」という状態になるか、どちらかを取らねばならない。しかし(2)は恐るべき専制政治を招来するので、(1)を選ぶように強制される。そこでまた選択肢が示され、(ア)「一元首のもとに統括せられた世界市民的公共体」か(イ)「共同で取決めた国際法」に従う諸国家の連邦という法的状態かということになるが、(ア)は実現が困難なので、(イ)を選ぶものと考えられる。なお、この(イ)は世界市民的公共体の状態ではないとされるので「国際連盟」の域を出ないものと考えられる。

それでは(ア)の実現が困難な「世界市民的公共体」とは何であろうか。これは一元首 (ein Oberhaupt) のもとに統括せられているという点からみて、『人倫の形而上学の基礎づけ』(1786年、『基礎』と略記)で定言命法による意志の自律に基づく「目的の国 (Reich der Zwecke)」について語られる次の2箇所がまず参照されるべきである。

【18 基礎】「理性的存在者が立法する者として、ほかの理性的存在者の意志になんら服従していないとき、この者は目的の国に元首として所属する」。(AA 4: 433)

【19 基礎】「理性的存在者は、この元首の地位を、たんに自らの意志の格率によっては主張できないのであり、完全に非依存的な存在者として、必要に迫られること (Bedürfnis) もなければ、意志に完全に適合した能力が制限されてもいないといった場合にのみ、主張できる」。(AA 4: 434)

これら【18 基礎】と【19 基礎】で元首とされる立法者は、ほかの理性的存在者の意志になんら服従しておらず、必要に迫られることもなく、意志に完全に適合した能力が制限されてもいない、というのであるから、これは『実践理性批判』(1788年、『実理』と略記)で「有限な理性的存在者」とされる人間ではなくて、最高の理性的存在者であって、いわば神としてよいと考えられる。それだから『実践理性批判』では、われわれ人間は「人倫の国」(『基礎』の「目的の国」にあたる)の「立法する成員」ではあっても、元首ではないという次の論述があると考えられる。

【20 実理】「われわれは、人倫〔道徳〕の国の立法する成員ではあるが、しかしまたそれと同時に、この国の元首ではなくて臣民 (Untertanen) なのである」。(AA 5: 82)

「立法する成員」というのは一見したところ矛盾した表現のように思われるが、純粹実践理性において成立しているという道徳的立法の意識である「理性の事実」(AA 5: 31)において、その立法に服従するという、人間の道徳的な自律的意志決定を含意した表現であると考えられる。

したがって、「目的の国」や「人倫の国」は、一元首のもとに統括されていると考えられる。すると、カントが【17 俗説】で「世界市民的公共体」というのは、「目的の国」や「人倫の国」と解して差し支えなく、これは最高存在者すなわち神が元首であるような公共体であるから、『宗教論』で「目にみえ

ない教会」(AA 6: 142 passim) とされる「倫理的公共体 (ethisches Gemeinwesen)」と呼ばれるものに他ならないと考えてよい。「倫理的公共体」については、次のような論述が見られる。

【21 宗教論】「たんなる徳の法則下での人間の結びつきは、倫理的社會と呼べるし、法則が公共的である場合、(法的=市民社会に対して) 倫理的=市民社会、または倫理的公共体 (ethisches gemeinsames Wesen) と呼べる」。 (AA 6: 94)

つまり倫理的公共体もまた市民社会と呼べるのであり、これには【17 俗説】での一元首の下にある「世界市民的公共体」という呼称も与えるのである。それではこの公共体は法的ないし政治的な意味を持たないのだろうか。この【21 宗教論】に続けて、さらに次のような論述がある。

【22 宗教論】「倫理的公共体は政治的公共体のただなかに存立しうるし、そのうえ政治的公共体の全成員が構成員となっていることもある (そもそも政治的公共体が根底になれば、人間は倫理的な公共体を成就することもできまい)」。 (AA 6: 94)

これによると、倫理的公共体は政治的公共体と両立するどころか、政治的公共体が根底になれば倫理的公共体を成就できないというのであるから、倫理的公共体は政治的公共体を指示すると言え、これは【15 俗説】で、倫理的公共体における普遍的博愛が世界市民的体制を指示する、すなわち世界市民的体制のあるべき姿、つまり世界共和国を指示すると考えられたことと一致するのである。しがたって【17 俗説】での「世界市民的公共体」は、倫理的であるばかりか、法的ないし政治的でもあらねばならない。そしてこの世界市民的体制が国際法の設立を指示するとされるのである。

以上により、カントの世界市民法における権利(訪問権)は、倫理的公共体である世界市民的公共体の理念とともにある「普遍的博愛」によって指示された世界市民的体制における権利であり、さらに国際法における国際連盟によって現実に保障される権利であると考えられる。

3. 訪問権の意義

ここで上述のカントのテキスト分析の成果をまとめておくと次のようになる。第1節の(A)では、カントの説く訪問権はその権原が「地球全体の土地の総体的占有」の理念にあり、しかも諸国民の「交流」の権利とは別の世界市民権であると考えられた。次に(B)では訪問権は「人間性の権利」に基づくと考えられた。第2節の(A)では、世界共和国の理念へと向かう国際国家と、勢力均衡のなかで戦争を回避するだけの国際連盟との区別が明らかとなり、国際連盟はこのような連盟であるかぎり「にぶく輝く悲惨」以上の状態をもたらさないと考えられた。第2節の(B)では、世界市民法における権利は、倫理的公共体である世界市民的公共体の理念のもとの「普遍的博愛」によって指示された世界市民的体制における権

利であり、さらに国際連盟によって現実に保障される権利であると考えられた。

さて「問題提起」で述べたように、バードとシュルカの研究書では「訪問権」が『平和論』で世界市民法の下での権利であったのに、『法論』で国際法の下での権利に変わった、と論ぜられる（本論文注(2)と注(4)を参照）。この典拠としては、『法論』の「国際法」の最初の段落から次の箇所が挙げられている。「(相互関係にある)個々の人間や家族のあいだの自然状態に関する法と国際法との違いは、国際法では、一国家の他の諸国家全体に対する関係だけでなく、一国に属する個々の人格がもつ他国の個々の人格との関係、そして他の国家全体との関係もまた、考察の対象とされる」(AA 6: 343f.)。これは国家と国家の間の国際法のもとで国際連盟によって、国民が他国民や他国家と関係することが制御されるということを意味すると考えられる。

これに比べて【4 法論】に書かれてるように、世界市民法における諸国民の「交流」の権利は、国際法によって制御する以前に「すべての国民の可能な交流にかかわるある普遍的法則を目指すあらゆる国民の可能的な結合」といういわば諸国民の連邦的統一国家の理念に基づいた権利であり、国際法も尊重すべき権利であると当拙論は考える。このような序列は、形而上学的観点からは認められるところである（上述の第2節(B)の結論を参照）。

またその一方で、ウォラが指摘するところでは、『法論』の世界市民法についての論述の中で実質的に訪問権について語っている箇所がある。それは【5 法論】で述べられる「すべての人々との共同態を求めるといふ、そしてこの目的のため地上のあらゆる地域を訪問するといふ、地球市民(Erdbürger)の権利」が『平和論』の世界市民法の下で語られた訪問権である、という主張である。筆者はこれに賛同する。

しかしバードとルシュカは「商業精神」による商業的交流が『法論』での訪問権であるとする。「商業精神」は上述の引用文【11 平和論】に見られ、『平和論』の世界市民法での自然による永遠平和の保障が語られる文脈の中にあつた。『法論』の世界市民法では【4 法論】で見たように、諸国民は「可能な物理的相互作用(commercium)の法的共同態のうちにある。すなわち、一国民と他のすべての国民とが相互に交流(Verkehr)を申し出るといふ全般的関係のうちにある」とあるのを、バードとルシュカは商業的交流と解釈していて、それをさらにカヴァラは思想の交流にまで広げて解釈するわけである。このようにバードとルシュカやさらにはカヴァラが指摘している点は、否定しようがないと思われる。

したがって当拙論では、「訪問権」も「商業精神」もともに世界市民法の下であつて、両者は補完的關係にあり、「訪問権」は「地球全体の土地の総体的占有」の理念に基づく「地球市民の権利」である。その一方で「商業精神」は諸国民の「交流」の権利という世界市民権により、その活動が自然法的に保障される。ところで、自然は「商業精神」が諸国民の安全保障に具体的に役立つようにする、というのであるから、諸国民の「商業精神」の下で諸国民の「交流」の権利が現実に保障され、諸国民の安全保障が図られるという構図になると考えられる。

つまりバードとルシュカやカヴァラが指摘する商業的交流や思想交流の権利は諸国民の権利であり、訪問権は「地球市民の権利」であると考えられ、これらの権利は『平和論』でも『法論』でも世界市民

法の下での権利であるということが、本論稿でのテキスト分析により言えるわけである。

次に訪問権の意味について考える。訪問権はいわば普遍的に広められた「普遍的友好」の権利である。その訪問権が成立しない世界はどうだろうか。じっさいこのような訪問権は、世界平和のなかでこそ実現できるのであって、戦争下では訪問権は実現が難しい。国際法で国際連盟の下で制御され、商業精神にうながされて諸国民の「交流」が盛んになり、世界市民権が促進されて永遠平和へと向かって平和を維持できているかぎり、訪問権は実現へと向かえる。そういう意味では、逆に訪問権が実現しているかどうかによって、また訪問権が今後どうなることが見込まれるかによって、世界が平和であるかどうか、世界がどうなっていくのか、ということが見えるということも考えられる。

また、訪問権は人間性の権利としての生得的自由に基づくと考えられるのであるから、訪問権の保障が実現していれば、人間性の権利ひいては生得的自由が保障されていることが裏付けられているとも言える。さらに生得的自由の権利には、平等、自立などの基本的権利が含まれていると考えられるから (cf. AA 6: 237f.)、基本的人権が世界にどれだけ普及しているかを知るための指標として、訪問権の保障の実現の度合いを用いることもできる。

そのうえ世界市民法における権利は、倫理的公共体である世界市民的公共体の理念とともにある普遍的人間愛によって指示された世界市民的体制における権利であり、さらに国際連盟によっても現実に保障されるべき権利であると考えられた。その世界市民権として (人々の)「普遍的友好」をもたらす「訪問権」ばかりか、(諸国民の)商業的交流や思想的交流の権利も考えられていて、これが商業精神による諸国民の安全保障に関係する。ところで我々は諸国民であるとともに、世界共和国の理念の下では世界市民でもある。そのような「地球市民」の権利である「訪問権」が諸国民の商業的交流や思想交流の権利とともに広く保障されることこそが、国際連盟から世界共和国の理念への橋渡しとなり、国際社会ひいては世界の真の平和への道を実現することになると考えられるのである。

注

- (1) 筆者は Recht の訳語を巡って、次の点を指摘しておく。ドイツ語の Recht には、例えば英語では right (権利) と law (法) の 2 つの訳が可能である。したがって文脈に応じて適宜訳し分けるか、法と権利は表裏一体であるから、邦訳では「法権利」と訳される場合もある。ただし、ドイツ語の Gesetz であれば、英語では law で済ませられ、文脈に応じて「法則」や「法」、「法律」と邦訳される。本論文では「訪問権」が「世界市民権」であることについて論ずるので、Recht のもつ権利という意味を表面化して「世界市民権」と表現する場合が多くなる。しかし「世界市民権」には権利を原則面で保障する「世界市民法」が伴わねばならないと考える。なお、カントは、Weltbürgerrecht を ius cosmopolitanum というラテン語で言いかえるが、ius もまた法と権利の両義を持つ (cf. AA, 6: 352)。
- (2) B. Sharon Byrd and Joachim Hruschka. *Kant's Doctrine of Right: A Commentary*, Cambridge University Press, 2010, pp. 205-211, esp. 208f. バードとルシュカが典拠とするテキストは『法論』§62 節の文であり、本論文の【4 法論】の引用箇所である。
- (3) Georg Cavallar. *Kant's Embedded Cosmopolitanism*, De Gruyter, 2015, pp. 49-75, esp. p. 53f. 「交流」の内容については、商取引ばかりか、文化的、知的交流までを入れる見解が研究者の間で近年認められるところである。カヴァラはさらに「思想 (知識や情報)」の交流にまで広げる。その典拠となるカントのテキストと

してカヴァラが挙げているのは、『法論』のなかで「生得的権利」としての「生得的自由」の原理に含まれる権能 (Befugnis) の一つとして挙げる次の権能である。「他人が受け入れようとしないのでありさえすれば、他人のものを縮小するわけでない、ということをして他人に対してなす権能」(AA 6: 238)。これに続けてカントは、「このようなことは、真実で率直であろうが、真実でなくて不誠実であろうが (veriloquium aut falsiloquium), 他人に自分の思想をたんに伝達するだけのことや、他人に何かを語ったり、約束したりすることである」(ibid.) とする。

- (4) Allice Pinheiro Walla. Common Possession of the Earth in Modern Political Philosophy, in: *Kant-Studien* 2016, p. 174, n. 46. ウォラは、バードとルシュカが『永遠平和のために』(1795年)で語られた「訪問権」がもはや『法論』(1797年)では、世界市民法 (cosmopolitan law) の下でない、つまり「諸個人と諸外国の間」になくて、国際法 (international law) の下にあるとすることに反対する。そのさいウォラがカントのテキストで典拠としているのは、バードとルシュカが上記の解釈の典拠として用いている箇所のおそらく後に続く段落の次の文である。世界市民権の乱用 (Misbrauch) が可能であることによって、「すべての人々との共同態 (Gemeinschaft) を求めるといふ、そしてこの目的のために地上のあらゆる地域を訪問するといふ、地球市民 (Erdbürger) の権利が廃棄されるわけではない」(AA 6: 353)。ウォラは Erdbürger を citizens of the world (世界市民) と訳出したうえで、これを斜字体にして強調している。なお日本語で「地球市民」と訳出したのは、Erde には地球という意味があり、地球では土地が球面のため、人間の居住地が限定されて人間どうしが交流せざるをえないという自然的制約の観点からも「訪問権」について論ぜられるからである。
- (5) 参照テキストが多岐多数にわたるので、冒頭に番号と引用元文献の略称を入れておく。
- (6) AA に併記された数字は、アカデミー版カント全集 (Berlin, Walter de Gruyter, 1900-) の巻数であり、さらにコロンを挟んで頁数を併記した (以下同様)。引用文中の傍点は原文で隔字体の部分である (以下同様)。これに対応する箇所が遺稿 (準備原稿) に残されている (cf. AA 23: 172f.)。そこでは『永遠平和論』とほぼ同趣旨のことが語られているのであるが、「全人類の権利」からの帰結として、訪問権が語られている点に特徴がある。この語句が『平和論』の当該文脈では削られているが、諸国民すべてに通底する権利と考えられる点からみて、訪問権や世界市民権が「全人類の権利」に根づかせて考えられるといふことは『平和論』でも維持されうと思われる。なお「人間に本性的に備わった領域の自由」により「訪問権」が人間に帰属するとされている点も『平和論』の当該箇所のない論述であるけれど、この「自由」は「人間性の権利」である「生得的自由」であると考えられるから、「訪問権」が「人間性の権利」を基礎とするものであると考えられていることになり、これは本論の1節(B)で明らかにされる点である。
- (7) ルートヴィッヒによる校訂版では§17とされるが、『法論』のテキストの構成についてはアカデミー版カント全集第6巻に従う。Cf. Immanuel Kant, *Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre*, hrsg. von Bernd Ludwig, Felix Meiner, Hamburg, 1986.
- (8) ここで lex iusti を「正しさの法則」と訳し、ローマ法のウルピアヌスの定式でこれと並んで使われる lex iuridica は「法の法則」、lex iustitiae は「正義の法則」 (§16の中では、lex iustitiae distributivae となっており、これを「配分的正義の法則」と訳出する)。なお加藤新平・三島淑臣訳 (『世界の名著 カント』32, 中央公論社, 1972年, 362頁) では順番に「(内的) 正しさの法則」、「法的 (外的) 正しさの法則」、「正義の法則」といふように「内的」、「外的」を補って、「内的義務」、「外的義務」との繋がりを付けている。その理由はカントが「法義務の普遍的区分」(AA, 6: 236f.) で、「正しさの法則」は内的な法義務、「法の法則」は外的な法義務、「配分的正義の法則」による義務は「内的な法義務の原理から外的な法義務を包摂によって導出することを含む」義務だとしているからであると考えられる。この「包摂」については、拙論「定言命法によるカントの私法論 — 観知的占有とウルピアヌスの定式 —」『法政大学文学部紀要』第48号, 2003年, 14頁で一つの解釈を提示した。
- (9) ただし「配分的正義の法則 (lex iustitiae distributivae)」というラテン語は、「法論の区分」では「正義の法則 (lex iustitiae)」とだけ記される。その内容は配分的正義について語られているので、同じ法則と考えられる。Cf. AA 6: 237
- (10) 「法的な人間であれ (名誉を持って生きよ)」と訳すべきであることを田中美紀子氏が論じている (田中美紀

子「カントにおける法義務としての *honeste vive*」『日本カント研究 14』2013年, 151-167頁)。この *lex iusti* はカントの講義録『ファイアーアーベント自然法』では *Sei tugendhaft* (有徳であれ) と訳されていたのが、*Sei ein rechtlicher Mensch* と訳されている点を指摘されているのは、注目に値する。つまり、*honeste vive* は法的というよりは倫理的な意味でとるのが一般であったものと思われる。そこで、*tugendhaft* を *rechtlich* という訳語に切り替えたのはなぜか、ということであるが、小学館『独和大辞典』によれば、*rechtlich* には「法的な」の他に、現在では廃れつつあるが、「正直な、誠実な、きちんとした」という意味がある。この意味には、たんに正直で誠実できちんとしているというよりも、*recht* から派生した語なので法的な意味で正直で誠実できちんとしているという意味合いがあると考えられる。したがって、カントは *honeste vive* の *honeste* を *rechtlich* (法的に誠実な) と訳すことによって、ウルピアヌスの定式の1番目の定式も法にかかわる区分であることを明示したと考えられる。なお、「名誉を持って生きよ」という訳は、尊敬されて生きよということだと思え、他人に恥ずかしくないように生きよ、ということに繋がり、これはこれでよいとも思えたが、外的で他律的にもとれるので、「誠実に生きよ」の方が内的で自律的(カントの意志の自律に基づく道徳論の中に法権利論が存在する点に注意)ではないかと判断してこれを採用した。なお【7法論】では *rechtlich* を「法的に誠実」と訳さずに「法的に正しい」と訳しているのは、ウルピアヌスの定式の第2定式に当たる箇所だからである。

- (11) 原語は *Satz* であるが、「命題」と訳すと、命題論理学の命題では命令文を扱わないので、あえて「文」とした。
- (12) Cf. AA 6: 266, 340, 8: 311. とくに『法論』§52では、「根源的契約の精神 (*anima pacti originarii*)」は国家の統治方式を「純粋共和制」の体制と「作用という点で」合致するようにさせると述べる (cf. AA 6: 340)。
- (13) *Völkerstaat* は「諸国民からなる国家」と訳すこともできるが、*Völkerrecht* を「国際法」、*Völkerbund* を「国際連盟」などと訳すのに合わせて、「国際国家」と訳した。岩波版の新カント全集第14巻での遠山義孝訳でも同じである。ちなみに岩波文庫版『永遠平和のために』の宇都宮芳明訳では「諸民族合一国家」と訳している。
- (14) Cf. AA 6: 350. 『法論』の国際法の箇所の最後の§61では、「人々が国家となるための結合」との類比である「諸国家の普遍的結合」による「真の平和状態」にまで言及される。これは内容からみて「国際国家」のことだと考えられるが、現実には「あまりに広域に拡がると、その統治や成員保護も不可能となる」ので、諸国民は再び戦争状態に陥ると論ぜられる。つまり諸国家の普遍的結合を目指す「国際国家」は、諸国家間の勢力均衡下での交渉だけによる「国際連盟」ではないのだが、現実的規模の点で限界をもつと考えられる。この箇所では、このような事情のため「永遠平和(国際法全体の最終目標)はもともと実現不可能な理念である」とされる。
- (15) ニコ・デ・フェデリキスの理解では、カントの世界市民法(権利)論が「連邦制の世界共和国 (*federal world republic*)」モデルでもって頂点に達するのであり、これは「純粋理性の無条件的要求」に基づいており、『俗説』(1793年)に始まり『平和論』(1795年)でも引き継がれる過程での到達点である。Cf. Nico De Federicis, *Kant's Defence of a World Republic between 1793 and 1795*, in: *Kant und die Philosophie in weltbürgerlicher Absicht, Akten des XI. Internationalen Kant-Kongresses*, Band 4, hrsg von Stefano Bacin, Alfredo Ferrarin, Claudio La Rocca und Margit Ruffing, De Gruyter, Berlin/Boston, 2013, S. 623-634. bes. S. 625. これに比べて、論者はすでに『普遍史』(1784年)の第7, 第8命題で語られる「均衡の法則を有力ならしめるような統合した威力」(AA 8: 26)をもつ「諸国家の結合 (*Verbindung*)」(ibid. 引用文【13 普遍史】)や、「諸国家」が準備を進める「将来の一個の大規模な統治体」(AA 8: 28 引用文【14 普遍史】)がフェデリキスの言う「連邦制の世界共和国」にあたると思われる。
- (16) 「商業精神」の商人に武器商を入れるならば、平和を求める商業精神が戦争の準備をする、という矛盾に陥る。このように、自然による永遠平和の保証だけでは限界があると考えられる。
- (17) 筆者は【9 平和論】「第二確定条項」で見た、たえず増大しつつある「国際国家」や【10 平和論】での「諸国家の連邦的統一」は一つの世界共和国へと向かう積極的な意味をもち、これに比べて「第二確定条項」で論ぜられる「国際連盟」が戦争抑止という消極的な意味しか持たないと理解できる点に注目する。注(15)で挙げた

ニコ・デ・フェデリキスの論文は、両者の区別に着目するが、国際連盟が上記の消極的意味しか持たないという本論文の着眼点には触れていない。Cf. Nico De Federicis, a.a.O., S. 623-634.

- (18) このような作用と反作用との勢力均衡による諸国家間の平和は、『俗説』ではスウィフトの語った家に喩えられ、その家は一羽の雀がとまっただけでバランスを失い倒壊してしまった、という。Cf. AA 8: 312.
- (19) ここでの「災厄」は、『普遍史』第7命題の最後から2番目の文中にある「ただの見せかけと、にぶく輝く悲惨 (schimmerndes Elend)」(AA 6: 26)であるものと考えられ、このものは「道徳的に善なる心術 (moralisch-gute Gesinnung) に接ぎ木されていないすべての善いもの (Gute)」(ibid.)とされている。
- (20) MenschenliebeはPhilanthropieと同義である。(『徳論』§26参照。Cf. AA 6: 450.)

【付記1】 本論稿は2017年8月27日のカント研究会第311回例会(於法政大学)で「カントの世界市民権概念について」という表題で発表した原稿に大幅に加筆したものである。

【付記2】 本論文と関係する最新の日本語文献について言及しておく。それは金慧著『カントの政治哲学』(勁草書房、2017年8月)と網谷荘介著『カントの政治哲学入門』(白澤社、2018年2月)である。前者は二〇一三年に博士の学位論文を元に加筆修正されたものである。後者は二〇一七年の博士論文を執筆されたなかで「明らかになった知見」(206頁)が盛り込まれている。つまりどちらも近年の日本および欧米の研究も踏まえた、教えられるところの多い尊敬されるべき、最先端研究ないしその研究紹介である。両書について、本稿執筆時に未見だったため付記になったが、些細なこととはいえ拙稿の意義を確認するために、先行研究への敬意を払って、内容豊富な両書の次の二点についてだけを記させていただく。

金氏の研究では「国際的な自然状態から法的状態への移行」の先について、「諸国家からなる国家、すなわち「国際国家」(Völkerstaat)や「世界共和国」(Weltrepublik)が形成されるべきである」(20頁)、というのがカントの見解であるとされる。これについては拙稿の論旨と一致している。しかしさらに拙論では、世界市民権に「あらゆる人間」(「地球市民」)の「訪問権」と「諸国民」の「交流権」とが認められるのに対応して、「世界共和国」と「国際国家」の意義が区別されると解釈した。この区別は、網谷氏の場合にも「国際国家・世界共和国」(188頁)や「国際国家ないし世界共和国と呼ばれるもの」(189頁)という表現が見られるに止まり、確認できないと思われる。

次に網谷氏が「世界市民権が友好的な経済交流の権利に還元されるわけではない」(196頁)とされる点は、拙稿の論旨と一致すると思われる。この点での拙稿の着眼点は、経済交流の権利は「諸国民」の「可能な物理的相互作用 (commercium) の法的共同態」に、そして「訪問権」は「あらゆる人間の」(「土地の根源的共有態 *communio fundi originaria*」)にその権利の源泉があるという点である。このような世界市民権の二源泉への言及は少なくとも網谷氏の御高著にはない。この点は金氏の場合も同じである。

Besuchsrecht als Kennzeichen des Weltfriedens und der Grundrechte
— über den Begriff des Weltbürgerrechts bei Kant
(Right to Visit as a Sign of the World Peace and of the Fundamental Rights;
On the Concept of the Cosmopolitan Right by Kant)

Tatsubumi Sugasawa

Abstract

Über den Begriff des Besuchsrechts bei Kant diskutieren wir folgendermaßen. (1) Es gründet sich aufs Recht der Menschheit. (2) Es gehört zum Weltbürgerrecht und der weltbürgerlichen Verfassung. Darüber hinaus soll es durchs Völkerrecht und den Völkerbund positiv realisiert werden. (3) Folglich kann man dasselbe für ein Kennzeichen der Realisierung des Weltfriedens und der Grundrechte halten. In bezug auf (1) besteht es im “Recht des gemeinschaftlichen Besitzes der Oberfläche der Erde” (AA 8: 358), dessen Grund das Recht der Menschheit ist, das doch die Grundrechte integriert. Auf der anderen Seite (2) wird der Unterschied zwischen Völkerstaat und Völkerbund in bezug auf die Idee der Weltrepublik erklärt. Der Völkerbund gehört zum Völkerrecht und verwirklicht durchs “Gleichgewicht aller Kräfte der Völker” (AA 8: 367) gewissermaßen den Frieden zwischen den Völkern. Das Besuchsrecht der Menschen und das Recht des Verkehrs der Völker gehören doch zum Weltbürgerrecht. Das erstere realisiert sich unter der Idee der Weltrepublik und das letztere unter der Idee des Völkerstaats. Das Besuchsrecht wird durch den Verkehr der Völker relativ mehr versichert, der zwischen der Weltrepublik und dem Völkerbund vermitteln kann. Solche Verwirklichung des Besuchsrechts nähert uns also dem echten Weltfrieden und wird ein Kennzeichen derselben.

(On this paper we discuss the concept of the right to visit by Kant in the following way. (1) It is based on the right of humanity. (2) It belongs to the cosmopolitan right and to the cosmopolitan constitution. It should be in addition realized positively by the international law and the international constitution. (3) We can call it the sign of the realization of the world peace and of the fundamental rights. Referring to (1) it consists in “the right of possession in common of the earth’s surface” (AA 8: 358), the basis of which is the right of humanity that integrates the fundamental rights. In another point of view (2) it explains the difference between the international state and the league of nations by reference to the idea of the world republic. The league of nations belongs to the international right and realizes, as it were, the peace between nations through the balance of power among them. The human right to visit and the right of the intercourse or communication between people of different nations belong to the cosmopolitan right. The former realizes itself under the idea of the world republic and the latter under the idea of the international state. The right to visit shall be relatively more affirmed by the intercourse or communication between the nations, that could mediate between the world republic and the league of nations. Such a realization of the right to visit therefor brings us closer to the genuine world peace and will be a sign of it.